

第61期 事業報告書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで



佐藤食品工業株式会社

株主の皆様へ

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、当社第61期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の事業の概況をご報告申し上げます。

平成27年6月

代表取締役会長兼社長 佐 藤 仁 一

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、消費税引き上げによる消費の低迷により国内景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当食品業界につきましては、円安による原材料費の上昇や消費者の節約志向が継続しており、業界を取り巻く経営環境は厳しい状況となっております。

このような状況のもと、当社は「茶エキス」、「天然調味料」、「植物エキス」の製品開発に注力してまいりました。

当事業年度における売上高は、茶エキスにつきましては、緑茶エキス・ほうじ茶エキス等が増加したものの、機能性茶エキス・ウーロン茶エキス・麦茶エキス等が減少したため、売上高は2,923百万円(対前年同期比2.6%減)となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末酢等が増加したものの、粉末昆布・粉末ビーフ・粉末椎茸等が減少したため、売上高は1,632百万円(同1.8%減)となりました。

液体天然調味料につきましては、椎茸エキス等が増加したものの、鰹節エキス・昆布エキス等が減少したため、売上高は657百万円(同11.5%減)となりました。

植物エキスにつきましては、果実エキス・野菜エキスが増加したため、売上高は462百万円(同6.5%増)となりました。

粉末酒につきましては、ブランデータイプ・ウォッカタイプ等が減少したものの、ウイスキータイプ・ラムタイプ等が増加したため、売上高は55百万円(同3.6%増)となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は5,740百万円(同2.7%減)となりました。

損益面につきましては、労務費等の減少により営業利益は760百万円(同0.4%減)となりました。また、貸倒引当金戻入額の減少により、経常利益は884百万円(同6.8%減)となりました。当期純利益につきましては、法人税等が減少し、190百万円(同29.0%増)となりました。

品目別売上高、構成比などにつきましては、次のとおりとなっております。

品 目 別 売 上 高

(単位：百万円)

品 目	主 要 製 品	第 60 期 (平成25.4.1～平成26.3.31)		第 61 期 (平成26.4.1～平成27.3.31)		対前期 増減率
		金 額	構成比	金 額	構成比	
茶 エ キ ス	緑茶、ウーロン茶、紅茶、ほうじ茶、麦茶等	3,000	50.8%	2,923	50.9%	2.6%減
粉末天然調味料	昆布、鰹節、椎茸、ソース、酢等	1,662	28.2%	1,632	28.4%	1.8%減
液体天然調味料	鰹節、昆布、椎茸等	742	12.6%	657	11.5%	11.5%減
植 物 エ キ ス	野菜エキス、果実エキス等	433	7.4%	462	8.1%	6.5%増
粉 末 酒	ワイン、みりん、清酒、ブランデー、ウォッカ等	54	0.9%	55	1.0%	3.6%増
そ の 他	試作品等	7	0.1%	8	0.1%	11.3%増
合 計		5,900	100.0%	5,740	100.0%	2.7%減

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 対処すべき課題

当社といたしましては、特に下記の３点を重要課題として取り組んでおります。これらの課題を継続して確実にクリアすることにより、経営基盤の強化・安定を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

①安全・安心な製品の提供

食に携わる企業として、より高いレベルで顧客・消費者の皆様へ安全・安心な製品を提供するため、品質保証体制の更なる強化に努め、品質保証プロセスにおいて、統合的なＩＴシステムを用いた業務改善に取り組んでまいります。

また、当社が長年取り組んでまいりました食の安全性追求に関するノウハウを活用し、最新鋭の生産設備と管理システムの構築に取り組んでまいります。

②生産性の向上及び合理化

原材料コストの変動・高騰による収益性への影響に対応すべく、より利益を生み出しやすい体質作りに取り組んでまいります。事業活動における各種数値及び情報を有効活用し、収益管理機能の強化を図るため、基幹システム等のＩＴ基盤の整備に取り組んでまいります。

③高付加価値製品の開発

開発技術、製造技術及び装置技術を融合することで、事業活動全体で高い付加価値を生み出し続けることができる体制を構築してまいります。さらに、顧客ニーズを的確に把握し、そのニーズを製品として結実させていく、組織的かつ提案型の営業活動を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

製造部門の合理化及び品質向上、並びに生産設備の増強を目的として継続的な投資を行っています。

(4) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当する事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 58 期 (平成24年 3 月期)	第 59 期 (平成25年 3 月期)	第 60 期 (平成26年 3 月期)	第 61 期 (平成27年 3 月期)
売 上 高	6,524	5,866	5,900	5,740
経 常 利 益	1,137	995	948	884
当 期 純 利 益	771	168	147	190
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	91.02円	26.94円	23.61円	30.46円
総 資 産	15,291	15,691	15,907	16,023
純 資 産	13,810	13,942	13,933	14,117

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第58期（平成24年3月期）
液体天然調味料や植物エキ스가順調に推移したものの、粉末天然調味料や茶エキ스가減少したため、売上高は減収となりました。損益面では、一般管理費は減少しましたが、減価償却費等の増加による製造原価の上昇により営業利益、経常利益とも減益となりました。また、繰延税金資産の回収が進んだことにより法人税等調整額が減少したため、771百万円の当期純利益となりました。
3. 第59期（平成25年3月期）
椎茸エキス、機能性植物エキス等が順調に推移したものの、茶エキス、野菜エキス等が減少したため、売上高は減収となりました。損益面では売上高の減少及び一般管理費が増加したことにより、営業外収益である貸倒引当金戻入額を計上したものの営業利益、経常利益とも減益となりました。また、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、法人税等調整額が増加したため、168百万円の当期純利益となりました。
4. 第60期（平成26年3月期）
茶エキスや粉末天然調味料が減少したものの、天然調味料、植物エキス及び粉末酒が増加したため、売上高は微増となりました。損益面では、売上原価の増加及び貸倒引当金戻入額の減少により、営業利益・経常利益とも減益となりました。また、法人税法の改正に伴う貸倒引当金戻入限度額の減少により法人税等が増加し、147百万円の当期純利益となりました。
5. 第61期（平成27年3月期）
当事業年度の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

1. 親会社の状況

該当する事項はありません。

2. 子会社の状況

該当する事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社の主な事業内容は、茶エキス、天然調味料、植物エキス及び粉末酒の製造販売であります。主要製品につきましては、前記品目別売上高に記載のとおりであります。

(12) 主要な事業内容

本社及び本社工場	(愛知県小牧市)
第二工場	(愛知県小牧市)
第三工場	(愛知県春日井市)

(13) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	142名	1名増	36.1歳	14.0年
女 性	21名	2名減	30.5歳	7.7年
合計又は平均	163名	1名減	35.4歳	13.2年

(注) 上記従業員数には嘱託社員・パートタイム社員(36名)は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株式会社名古屋銀行	500百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 27,000,000株
- (2) 発行済株式総数 6,247,296株(自己株式 3,079,164株を除く)
- (3) 株主数 1,482名
- (4) 大株主の状況

大株主の氏名又は名称	持株数	持株比率
佐藤 仁一	2,038 千株	32.62 %
株式会社サトウ・コーポレーション	520	8.32
横浜冷凍株式会社	455	7.28
湯原 善衛	337	5.40
株式会社名古屋銀行	271	4.34
株式会社愛知銀行	267	4.28
佐藤 京子	203	3.26
新興ブランテック株式会社	196	3.13
ブルドックソース株式会社	188	3.02
コクサイエアロマリン株式会社	170	2.72

(注) 当社は、自己株式3,079千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社取締役(社外取締役を除く)が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	新株予約権の 目的となる 株式の種類 及び数	新株予約権の 割当時の 払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使時の 払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 個数及び 保有者数
第1回新株予約権 (平成26年7月18日)	普通株式 7,970株	626円	1円	平成26年8月5日から 平成56年8月4日まで	797個 4名

新株予約権の行使の条件

新株予約権を保有する者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、割当てを受けた新株予約権を行使することができます。

- (2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
- 該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	佐 藤 仁 一	技術部、購買部、開発企画室、内部監査室担当
代 表 取 締 役 専 務	長谷川 憲 治	管理部、工務部、品質保証部、生産本部、 ISO推進室担当 税理士 北斗中央税理士法人相談役
取 締 役	鈴 木 宗 行	営業部担当 営業部長
取 締 役	川 出 明 史	業務部担当 業務部長
常 勤 監 査 役	垣 見 泰 年	
監 査 役	浅 野 鍬 太郎	公認会計士 株式会社メニコン社外取締役 株式会社セントレック代表取締役
監 査 役	坪 内 秀 夫	税理士
監 査 役	串 田 正 克	弁護士 串田法律事務所所長 セブン工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査役坪内秀夫及び串田正克の両氏は、社外監査役です。
2. 当社は、監査役坪内秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. (1) 監査役垣見泰年氏は、当社の経理部門において経理経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- (2) 監査役浅野鍬太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- (3) 監査役坪内秀夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- (4) 監査役串田正克氏は、弁護士として企業法務に精通するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当事業年度中の監査役の異動
平成26年6月27日開催の第60期定時株主総会において、垣見泰年氏が監査役に選任され就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（4名） 46百万円 （うち社外取締役0名 一百万円）

監査役（4名） 13百万円 （うち社外監査役2名 5百万円）

上記報酬のほか、役員退職慰労金として6百万円（退任取締役1名）を支給しております。これは、平成26年6月27日開催の第60期定時株主総会における第5号議案「退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 1. 退任取締役に対する退職慰労金贈呈について」の決議に基づく支給対象者に対して、当事業年度に支払ったものです。

また、平成27年6月24日開催の第61期定時株主総会をもって退任した監査役2名に対し、退職慰労金1百万円を支払う予定です。本支払いは、平成26年6月27日開催の第60期定時株主総会における第5号議案「退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 2. 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給について」の決議に基づくものです。

(注)1. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額1百万円（取締役1百万円、監査役0百万円）を含んでおります。

2. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役4百万円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

1. 監査役 坪内 秀夫

ア 重要な兼職先である法人等と当社の関係

該当事項はありません。

イ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に13回中13回出席し、監査役会には12回中12回出席しております。発言は出席の都度適宜行われ、主に税理士としての専門的見地から適切な意見表明がありました。

エ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

2. 監査役 串田 正克

ア 重要な兼職先である法人等と当社の関係

セブン工業株式会社の社外監査役を兼務しております。兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に13回中13回出席し、監査役会には12回中11回出席しております。発言は出席の都度適宜行われ、主に弁護士としての専門的見地から適切な意見表明がありました。

エ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、昨年の取締役改選期までに適切な候補者が見つからなかったため、当事業年度末日において社外取締役を置いておりませんでした。

今般の会社法改正や社会情勢の変化を踏まえ、継続して社外取締役候補者の人選に努めたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月24日開催の第61期定時株主総会において社外取締役を選任いたしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
合 計	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正性を確保する体制

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90条）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、従来の内部統制システム構築の基本方針を、平成27年5月13日開催の取締役会において一部改定いたしました。基本方針は以下のとおりとなっております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会が取締役会規程及びその他関係規程に則り、経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ② 取締役の職務の執行について各監査役が精緻な監査を行っております。

- ③「内部監査規程」を制定し、代表取締役直轄の内部監査室が、取締役及び従業員がその職務の執行において、法令、定款及び社内規程の遵守状況についての監査を行っております。
- ④法令遵守への姿勢を明確にするため「コンプライアンス規程」を制定し、「社員行動指針」を中心に取締役及び従業員の遵法体制の強化推進を行っております。
- ⑤「ヘルプライン規程」を制定するとともに、社外及び社内に「相談等受付窓口」を設置して、不祥事の未然防止体制を強化しております。
- ⑥社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、警察・顧問弁護士と連携をとり、被害の防止を含め一切の関係を遮断するための組織体制の確保、向上を図るなど、毅然とした姿勢で対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務執行に係る情報の管理・保存について

取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報につきましては、当社「文書管理規程」等に則り、管理・保存しております。取締役及び監査役、会計監査人は、同規程に従い、いつでもこれらの情報を閲覧することができます。

②個人情報の管理について

個人情報の管理については、情報漏洩防止のための行動規範を「社員行動指針」に盛り込むとともに、全社員のパソコンに情報漏洩防止を目的とした検証ソフトを組み込み、定期的にチェックを行っております。また、本社組織の入退室にはセキュリティロックシステムを導入し、情報漏洩防止をはじめとするセキュリティ体制の強化を図っております。

③データベース化について

情報の不正使用及び漏洩防止をより徹底するため、主としてシステム面からデータベース化を図り、当該文書の存否及び保存状況を迅速に検索できる体制構築等に向けて取り組んでまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役を委員長とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、当社「コンプライアンス規程」に従って、潜在的なリスクの抽出及びその発生予防に努め、組織横断的なリスク管理を行います。
- ②内部監査室が、各業務部門と連携してリスク管理の状況を確認・評価し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告します。
- ③不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止策や再発予防策の策定など、必要な対応を審議し、決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、役員就業規則のほか、役員職務権限規程に則り、職務の執行を行います。
- ②取締役会は、原則月1回開催する定例取締役会、又は必要に応じて開催される臨時取締役会において、会社法が定める専決事項、その他経営基本方針、中期経営計画の策定等の重要な事項及び経営方針等に関する意思決定を行うとともに、各業務部門における決定事項の進捗管理を行い、経営目標の達成を図る体制を確保します。
- ③執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行っております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社には親会社及び子会社等は存在しませんが、将来において親会社、子会社等が存在することとなる場合には、企業集団の業務の適正を確保するための体制を確立する所存です。

(6) 監査役の監査についての体制

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討します。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
ア．監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の事前の同意を必要とします。
イ．監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとします。
- ③監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項
「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定し、監査役の職務を補助すべき従業員が、監査役の指示に従うべきことを明示します。
- ④取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
ア．取締役及び従業員が監査役からの質問及び情報提供要請に対して速やかに回答するための体制を整えております。
イ．取締役及び従業員は、下記事項については、必ず監査役に報告することとなっております。
(i) 当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
(ii) 当社の内部監査部門の活動状況

- (iii) 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (iv) 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - (v) ヘルプライン制度の運用及び通報の内容
 - (vi) 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ⑤前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 就業規則やヘルプライン規程等の社内規程において従業員が監査役に対して情報提供を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱い、報復措置を行うことを禁止します。
 - イ. 監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保し、その旨を当社取締役及び従業員に周知徹底します。
- ⑥監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認める場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施しております。
 - イ. 監査役は、代表取締役との定期的な会議を設け、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題についての相互認識を深める体制を図ります。
 - ウ. 監査役は、必要に応じて、監査の実施に当たり弁護士等の専門家との連携を行うことができるものとします。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。
- ②監査役会は、外部会計監査人を適切に選定・評価します。また、外部会計監査人に求められる独立性・専門性を有しているか確認します。
- ③取締役会・監査役会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間、会計監査人と取締役・監査役・内部監査室との連携、会計監査人が不正を発見し適正な対応を求めた場合の対応体制等の確保に努めます。

(注) 事業報告に記載の金額、株式数、持株比率は表示単位未満は切り捨て、その他の比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,186,795	流 動 負 債	1,648,341
現 金 及 び 預 金	4,778,937	支 払 手 形	56,321
受 取 手 形	122,304	買 掛 金	232,045
売 掛 金	959,552	短 期 借 入 金	600,000
製 品	643,875	未 払 金	106,927
仕 掛 品	324,381	未 払 費 用	105,446
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	255,539	未 払 法 人 税 等	340,819
前 払 費 用	16,162	未 払 消 費 税 等	81,121
繰 延 税 金 資 産	67,100	預 り 金	15,593
そ の 他	19,050	賞 与 引 当 金	109,000
貸 倒 引 当 金	△108	設 備 関 係 支 払 手 形	1,028
固 定 資 産	8,836,751	そ の 他	36
有 形 固 定 資 産	6,491,226	固 定 負 債	257,454
建 物	2,090,385	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	25,570
構 築 物	82,108	繰 延 税 金 負 債	176,526
機 械 及 び 装 置	1,814,554	資 産 除 去 債 務	55,357
車 両 運 搬 具	3,431	負 債 合 計	1,905,796
工 具、器 具 及 び 備 品	31,632	(純資産の部)	
土 地	2,468,073	株 主 資 本	13,729,360
建 設 仮 勘 定	1,040	資 本 金	3,672,275
無 形 固 定 資 産	31,971	資 本 剰 余 金	4,444,793
借 地 権	8,161	資 本 準 備 金	3,932,375
ソ フ ト ウ ェ ア	21,517	そ の 他 資 本 剰 余 金	512,418
電 話 加 入 権	1,231	利 益 剰 余 金	9,040,745
そ の 他	1,060	利 益 準 備 金	153,500
投 資 そ の 他 の 資 産	2,313,553	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,887,245
投 資 有 価 証 券	2,139,525	別 途 積 立 金	7,560,103
破 産 更 生 債 権 等	1,439,322	繰 越 利 益 剰 余 金	1,327,141
長 期 前 払 費 用	482	自 己 株 式	△3,428,452
そ の 他	173,545	評 価 ・ 換 算 差 額 等	383,400
貸 倒 引 当 金	△1,439,322	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	383,400
		新 株 予 約 権	4,989
		純 資 産 合 計	14,117,750
資 産 合 計	16,023,546	負 債 純 資 産 合 計	16,023,546

損 益 計 算 書

（平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	5,740,199
売 上 原 価	4,233,343
売 上 総 利 益	1,506,855
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	746,230
営 業 利 益	760,625
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,238
受 取 配 当 金	48,467
助 成 金 収 入	4,078
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	53,207
そ の 他	22,991
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,514
役 員 退 職 金	2,240
そ の 他	205
経 常 利 益	884,649
特 別 利 益	
受 取 損 害 賠 償 金	6,941
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,853
損 害 賠 償 金	284
税 引 前 当 期 純 利 益	889,452
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	657,700
法 人 税 等 調 整 額	41,437
当 期 純 利 益	190,315

株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	3,672,275	3,932,375	512,421	4,444,796
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△2	△2
当 期 末 残 高	3,672,275	3,932,375	512,418	4,444,793

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	153,500	7,260,103	1,624,254	9,037,858	△3,427,934	13,726,994
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	—	—	△187,428	△187,428	—	△187,428
当 期 純 利 益	—	—	190,315	190,315	—	190,315
別途積立金の積立	—	300,000	△300,000	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	△540	△540
自己株式の処分	—	—	—	—	22	19
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	300,000	△297,112	2,887	△518	2,366
当 期 末 残 高	153,500	7,560,103	1,327,141	9,040,745	△3,428,452	13,729,360

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当 期 首 残 高	206,253	206,253	—	13,933,248
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	—	—	—	△187,428
当 期 純 利 益	—	—	—	190,315
別途積立金の積立	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△540
自己株式の処分	—	—	—	19
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	177,146	177,146	4,989	182,135
当期変動額合計	177,146	177,146	4,989	184,501
当 期 末 残 高	383,400	383,400	4,989	14,117,750

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時 価 の あ る も の……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時 価 の な い も の……移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び原材料……総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方
法）

貯 蔵 品……最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げ
の方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……定率法

（リース資産を除く） ただし、機械及び装置並びに平成10年4月1日以降に取得した建
物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法
と同一の基準によっております。

(2) 無 形 固 定 資 産……定額法

（リース資産を除く） ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における
利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討 し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基 づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基 づき、平成26年6月27日（第60期定時株主総会）までの在任期間に対 する将来の見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び
地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更等に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

当社は、従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成26年6月27日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

これに伴い、同総会終結の時までの在任期間に対応した退職慰労金を打ち切り支給することとし、具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会において、監査役については監査役の協議に一任することを決議いたしました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に含めて計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

8,223,520千円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,326,460	—	—	9,326,460

2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,078,655	529	20	3,079,164

3. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	93,717	15.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	93,711	15.00	平成26年9月30日	平成26年12月8日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	93,709	15.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 7,970株

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

(1) 流動資産

未払事業税等	25,387千円
賞与引当金	35,970千円
その他	5,743千円
計	67,100千円

(2) 固定資産

貸倒引当金	1,284,042千円
役員退職慰労引当金	8,233千円
減損損失	20,542千円
投資有価証券評価損	36,804千円
資産除去債務	17,825千円
新株予約権	1,606千円
その他	2,690千円
繰延税金負債(固定)との相殺	△2,400千円
小計	1,369,345千円
評価性引当額	△1,369,345千円
計	一千円
繰延税金資産合計	67,100千円

（繰延税金負債）

(1) 固定負債

その他有価証券評価差額金	178,927千円
繰延税金資産(固定)との相殺	△2,400千円
計	176,526千円
繰延税金負債合計	176,526千円
差引：繰延税金負債の純額	109,425千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9%
住民税均等割等	0.3%
評価性引当額の増減	44.4%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.6%
所得税額控除	△0.9%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	78.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.5%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が13,007千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が5,329千円、その他有価証券評価差額金が18,337千円、それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金調達については、銀行等金融機関からの借入れにより調達しております。資金運用については、大半を短期的な預金で運用しております。また、一部の余裕資金の効率的な運用を図ることを目的に有価証券運用規程・基準に則り投資信託等の運用を行っておりますが、決して投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金の回収についてのリスクとしては、顧客の信用リスクが考えられます。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程及び与信規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として取引先の株式であり、これについてのリスクとしては、市場価格の変動リスクが考えられます。上場株式については毎月把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。借入金金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、これに関するリスクとしては、金利の変動リスクが考えられますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。また、担当部署において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2) 参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,778,937	4,778,937	—
(2) 受取手形	122,304	122,304	—
(3) 売掛金	959,552	959,552	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,939,634	1,939,634	—
(5) 破産更生債権等	1,439,322		
貸倒引当金 (※1)	△1,439,322		
	—	—	—
資産計	7,800,427	7,800,427	—
(1) 支払手形	56,321	56,321	—
(2) 買掛金	232,045	232,045	—
(3) 短期借入金	600,000	600,000	—
負債計	888,367	888,367	—

(※1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、及び (3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、その他投資信託はオープン基準価格によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、全額貸倒引当金を計上しております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、及び (3) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	199,891

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含まれておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	4,778,937	—
受取手形	122,304	—
売掛金	959,552	—
合計	5,860,793	—

(注4) 短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
短期借入金	600,000	—
合計	600,000	—

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,259円02銭
2. 1株当たり当期純利益	30円46銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	30円42銭
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
1株当たり当期純利益	
当期純利益	190,315千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	190,315千円
普通株式の期中平均株式数	6,247千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
普通株式増加数	7千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会の議決権 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（フリーダイヤル） 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「配当金計算書」について

配当金支払いの際送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。

※確定申告をなされる株主様は、大切に保管下さい。